三一四　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　一八特26　一

三一五　円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発銀行との間の書簡の交換に関する件　二四　二

三一六　武器貿易条約のバルバドス国及びドミニカ国による批准に関する件　二四　二

三一七　専門機関の特権及び免除に関する条約へのコモロ連合の加入に関する件　二四　三

三一八　環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約へのキルギス共和国の加入に関する件　二四　三

三一九　紛失の届出により失効した旅券の告示　二四　216　三

三二〇　原子力の安全に関する条約へのモンテネグロの加入に関する件　二五　二

三二一　被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件　二八　五

三二二　被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件　二九　二

三二三　投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の効力発生に関する件　三〇　224　吉三

三三四　被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の適用に関する口上書の交換に関する件　三〇　224　吉三

○財　務　省

二八一―二八八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　205　一

二八九〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　205　九

二九一―二九三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　205　一〇

二九四―二九七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　207　一

二九八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　207　三

二九九　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　207　四

三〇〇―三〇一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　207　四

三〇二　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一八　214　八七

三〇三　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　一八　214　八七

三〇四　外国為替に関する省令第八条第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件　一八　214　八七

三〇五　外国為替に関する省令第八条第二項第四号及び別表第一号トの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件　一八　214　八七

三〇六　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件　一八　214　八七

三〇七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二五　二

三〇八　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　六

三〇九　平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　六

三一〇　平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　六

三一一　平成二十七年度の初日から平成二十七年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　六

三一二　関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十七年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　三〇　六

三一三　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件　三〇　224　吉三